

○総務省訓令第32号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月25日

総務大臣 野田 聖子

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>〔第1 略〕</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>〔(1)～(15) 略〕</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>〔ア～ク 略〕</p> <p>ケ 周波数の指定</p> <p>周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。</p> <p>なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。</p> <p>〔(ア) 略〕</p> <p>(イ) <u>削除</u></p> <p>(ウ) 3,400MHz から3,600MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあっては、3,400MHz から4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に關し、<u>当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること</u>又は<u>当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが ITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討（当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。）によって示されていること</u>。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定（3,400MHz から3,600MHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあっては、当該開設計画の認定の日（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定の日）以前に開設され、3,400MHz から4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に關し、<u>当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること</u>又は<u>当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を</u></p> | <p>別紙2（第5条関係） [同左]</p> <p>〔第1 同左〕</p> <p>第2 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>〔(1)～(15) 同左〕</p> <p>(16) [同左]</p> <p>〔ア～ク 同左〕</p> <p>ケ [同左]</p> <p>〔(ア) 同左〕</p> <p>(イ) <u>903MHz から905MHzまでの周波数を含む周波数の電波を使用するものにあっては、この周波数(903MHz から905MHzまでの周波数に限る。)の使用は、平成27年11月30日までの間、同一周波数帯を使用する簡易無線局(パーソナル無線)からの混信を容認することを条件とするものであること。</u></p> <p>(ウ) 3,400MHz から3,600MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあっては、3,400MHz から4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に關し、<u>当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること</u>。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定（3,400MHz から3,600MHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあっては、当該開設計画の認定の日（法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定の日）以前に開設され、3,400MHz から4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）に關し、<u>当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること</u>。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を</p> |

与えないことが ITU-R 勧告 P.452に基づく干渉検討（当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。）によって示されていること。
ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔(オ)～(キ) 略〕

〔コ～セ 略〕

〔別表 略〕

〔(17)～(21) 略〕

〔2～4 略〕

〔第3～第5 略〕

を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔(オ)～(キ) 同左〕

〔コ～セ 同左〕

〔別表 同左〕

〔(17)～(21) 同左〕

〔2～4 同左〕

〔第3～第5 同左〕

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。